

村のようす

(52年5月1日現在)

世帯数 1,454戸 (-1)
 人口 7,252人 (-15)
 男 3,564人 (-11)
 女 3,688人 (-4)

広報 たまかわ

編集・発行

福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町8-6
(株)円谷印刷



玉川一小

環境緑化優秀校に全国入選

去る四月十七日、和歌山県那智高原でおこなわれた全国植樹祭の席上、学校環境緑化部門において、玉川一小は、全国優秀校十四校のうち、第七位の成績で光栄ある全国入選をしました。

これはPTA、関係者の努力が実ったものであり、学校では、これを機会に、更に努力して「いつも歌と花のある学校」を旗印に情操教育に努め豊かな人間形成に努力したいと語っている。

なお今日までの環境緑化の歩みを略記します。

- 昭和四十五年度、環境緑化全体計画作成、
- 昭和四十七年度、国土緑化推進委員会福島県本部長賞、
- 昭和四十八年度、国土緑化推進委員会福島県本部長賞
- 昭和四十九年度、福島県学校植林推進委員会長賞
- 昭和五十年、福島県教育委員会教育長賞、日本放送協会福島放送局長賞
- 昭和五十一年度、福島県知事賞、福島民友新聞社賞、国土緑化推進委員会賞、(全国入賞)
- (花壇部門)
- 福島県知事賞、全国花いっぱいコンクール地区優秀賞。

▲写真は緑化風景

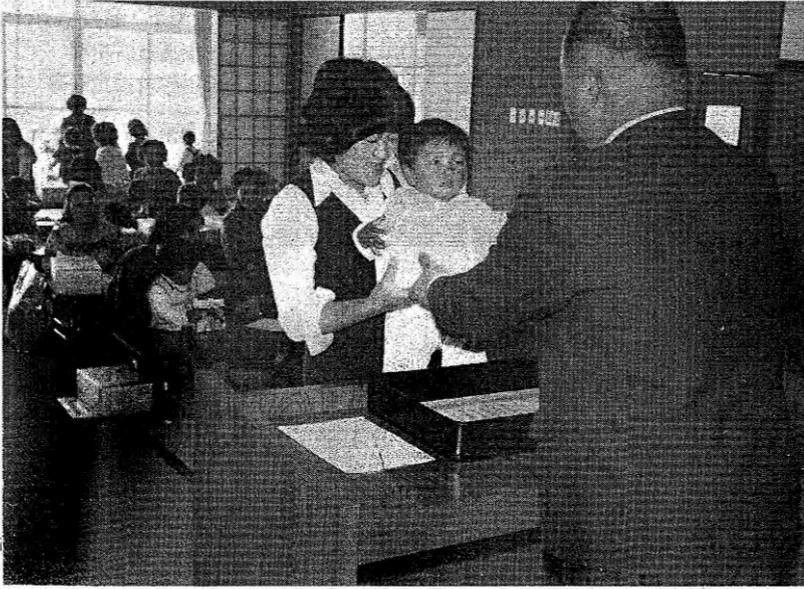
議会だより 第一回臨時議会から

第一回玉川村臨時議会は、去る二月一日開催され、提出された議案を慎重に審議の結果、原案どおり可決いたしました。主な内容は次のとおり、

◎ 玉川村立幼稚園条例の一部改正について

すがま幼稚園の開設に伴って、幼稚園条例第二条に次の様に名称、位置が加えられ

名称・玉川村立すがま幼稚園
位置・玉川村大字南須釜字堂ノ内二〇〇、授業料については従来月額千五百円のもので二千五百円に引上げられる、



これらは五十二年四月一日から施行される。

◎ 玉川村立川辺小学校々舎新築工事請負契約の変更について

村立川辺小学校々舎新築工事請負契約の内、工期が昭和五十一年八月十日から昭和五十

十二年二月二十日までであったが今年には異常気象による厳しい寒さのため、昭和五十一年八月十日から昭和五十一年三月十五日までと工期の延期をするものである。

◎ 村道改良工事請負契約について

村道改良工事として、大字小高中中線を行なうもので、一千二百四十万円で玉川村大字川辺字宮ノ前二五四、熊田建設、熊田藤喜氏に落札、本契約をするもの。

健康優良児の表彰式

昭和五十一年度の健康優良児表彰式が去る四月十四日午前十時から就業改善センターで行われました。

対象者は昭和五十年四月一日より昭和五十一年三月三十一日までに生れた者百十七名のなかから男子十三名、女子計二十二名、十五名が表彰されました。元気な赤ちゃんたちは会場を動き回り大にぎわいでした。

▲ 健康優良児の表彰式

表彰者は次のとおりです。

石森 誠（正一・岩法寺）
車田 健一（正一・小高）
石井由香里（誠・中）
岡部正樹（敬作・竜崎）
矢部陽子（常政・川辺）
大野久美子（好清・南須釜）

塩沢唯幸（幸徳・南須釜）
矢吹真澄（常春・吉）
小林 修（彦次・竜崎）
須藤幸子（利夫・川辺）
鈴木順一（義一・吉）
大野勝広（清勝・南須釜）
阿部善和（栄次・南須釜）
佐藤美和子（繁・中）
白旗 功（保雄・川辺）
車田その子（政美・小高）
小林喜裕（喜則・竜崎）
大木吉浩（忠夫・南須釜）
須藤かよ子（儀一・川辺）
矢吹京子（春男・川辺）
石井久美子（直吉・小高）
三本松正人（久司・竜崎）
藤田真由美（守・小高）
小針千恵美（代吉・中）
渡辺 勇（忠房・北須釜）



贈りものと税金

誕生日や結婚をすると贈りものをする。私たちの日常生活の中で贈りものをしたり、もらったりすることがよくあります。

税法では、もの（財産）をもらった人は税金を納めなければならぬと規定されています。贈与税というのがそれです。しかし、誕生日や結婚祝いをももらったからといって、その全部に税金がかかるわけではありません。贈与を受けた財産の額が年間（一月一日から十二月三十一日まで）六十万円を超えた場合に、その超えた部分の金額について税金がかかります。

申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までです。

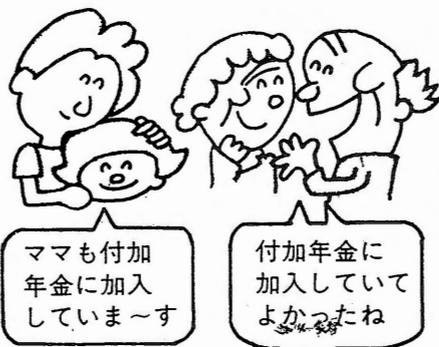
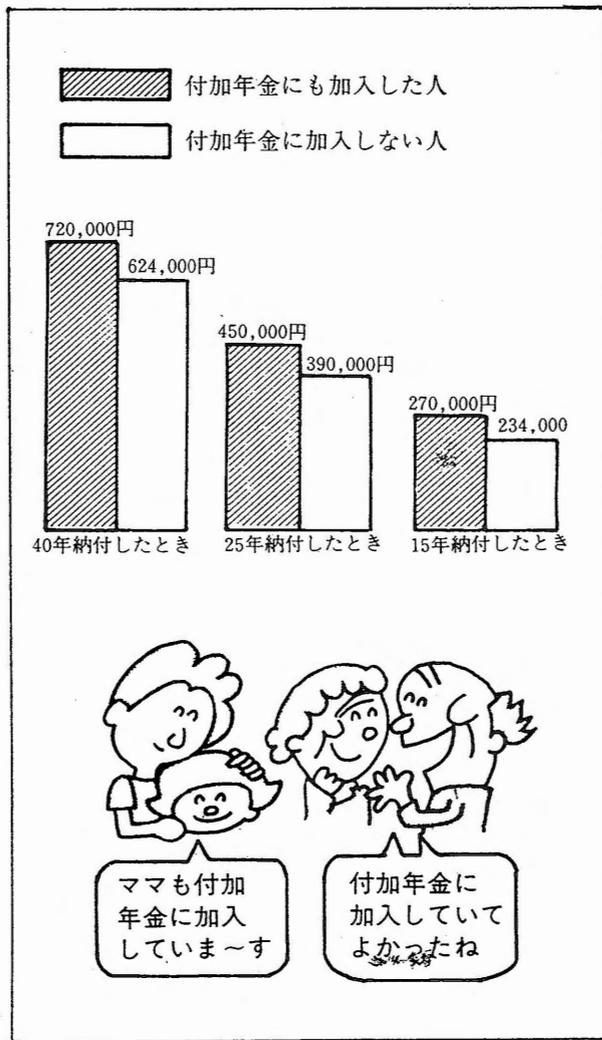
なお、親子や夫婦などの親族間で、金銭のやりとり

なしに土地や家屋の名義を変えたり、「ある時払いの催促なし」というような実際には贈与と認められる金銭の貸借があった場合には、贈与税がかかりますので、登記などをする前に最寄りの税務署か税務相談室でご相談ください。



国民年金附加年金制度

知らないと 損をする



国民年金に加入のみなさん、ご存知でしょうか。同じ期間国民年金に加入していても、うける年金に差がある場合もあることを。「まさか」と思われるでしょう。それは附加年金制度という上積み制度があるからです。

月四〇〇円の保険料を上積みして納めると、納めた期間によって年金が増額される仕組みです。ちょっと次の表をご覧ください。

加入した人と加入しなかった人では、うけとる年金額がこんなに大きく違ってきます。つまり、附加年金に加入しないとたいへん損をするようになります。

●掛けた保険料は二年で、もとがとれる有利な制度です。あなたも今すぐ加入されますようお勧めします。

●加入できる者
国民年金へ加入している者ならどんなに加入できます。

こんなに有利 (20年間納めた場合)

- 保険料額
400円 (月額) × 12月 × 20年 = 96,000円
- 年金額
200円 × 240月 (納めた月数) = 48,000円
(12月 × 20年)
- 65歳からの平均余命を15年としてうけとる年金額は
48,000円 × 15年 = 720,000円

パード、ウーイクは五月十日からの一週間をさします。この運動は昭和二十二年から始まりましたが、初めは四月十日ということでした。が、地方によってまだ寒さのため鳥の姿が見られないこともあって、二十五年からは五月十日に改められたものです。この時期は小鳥の産卵期やひなの生育期に当るため特に大切な期間です。

林野庁、文部省、日本鳥類保護連盟などが中心になって運動を推進しています。が、その目的は害虫を捕える野鳥を愛し、保護することにあります。鳥は自分の体がスポッと入る大きさの出入口を好みます。これは自分より大きい鳥も多くの場合自分の卵やひなを盗みに来る外敵が入れない出入口でなければなりません。

また内部はあまり深くなく造り、しかも親鳥が安心できるうす暗くなっている

ければなりません。よく外からのぞけるようにガラスをはめ込んだりすると、光が入りすぎ、鳥が落着けないためか果をつくらないということ。色もあまりケバケバしいものは敬遠されるようです。

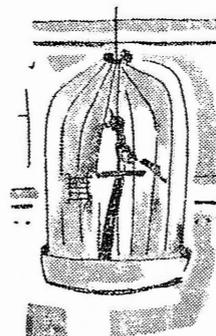
物語やマンガに出てくるような赤や黄色に塗られていては、外敵の目につきやすいと思うのか、やはり敬遠されがちのことです。

結局ごくありふれた材料であつさり作られたものがよいようです。

巣箱をかける場合もガタガタしないようしっかりと固定し、ネコやヘビがはい上らないよう少なくとも地上三メートル以上の高さが必要のようです。

自分の作った巣箱に、実際に巣として利用してくれたらどんなにすばらしいことでしょう。その時は、喜んでのぞき込んだりしないで、静かに愛の巣を見守ってやりたいものです。

愛鳥週間



玉川村振興計画

明るい豊かな魅力ある村造り

第二次基本計画決まる(1)

明るい、豊かな、魅力ある玉川村を目指した「玉川村振興計画・第二次基本計画」がまとまり、この程、玉川村振興計画審議会から諮問事項についての答申があり、その答申に基づいて基本構想が去る三月の定例議会において議決されました。

この計画は、当初四十八年から五十二年までの五カ年間で第一次基本計画としていました。しかし、最近の社会、経済情勢の急激な変動により、どうしても第一次基本計画を短縮し、早急に第二次基本計画の立案が必要になってきました。

そこで、村では、当初の予定を変更し、第一次基本計画を見直した、第二次基本計画案を作成したわけですが、

◎基本構想

古来より流れてつきない阿武隈川の清流と、緑したたる阿武隈山脈のふところに、我々の祖先は郷土の営みを、かずかずの変遷を経ながら絶えずまなく続けてきました。

本村の将来を思うとき経済の低成長時代を迎えた今日、より豊かな新しい地域社会の創造に向けて過去と現在の姿をよく見極め、その実態を把握して、調和のとれた産業の振興と社会開発を行ない、「明るく、豊かな魅力ある玉川村を建設する。この構想は玉川村の将来にかける姿であり、村民、一人、一人の「協調と連帯」により実現なさなければならぬ。

明るい道路交通網の整備、生活環境施設の改善を行ない、豊かな人間性をはぐくむ環境づくりを進め「明るい玉川村」を建設する。

豊かな農林業の近代化を進

め、生産性を増大し、地域の「な玉川村」をつくる。

特性に合致した企業誘致を推進し、村内における雇用の拡大を図り既存企業の育成、近代的商業経営の推進など、地域産業の発展に努め「豊かな玉川村」をめざす。

基本計画(一)

基礎的條件の整備

一、土地利用計画

計画の内容と施策

(ア) 国土利用計画

昭和四十九年十二月に施行された国土利用計画法に基づき、関係する他の計画を考慮しながら、本村の国土利用計画を作成する。この計画において、二つ以上の地域区分が重複している地域は、土地利用の原則、調整指導方針によりそれぞれの関係からみた優先順位、指導方向等により、適正かつ合理的な土地利用を図る。

(イ) 農業地域

農用地のかい廃は、増加の傾向にあり、これを補い、規模拡大を図るため、山林、原野の開発による農用地の造成と、国営母畑地区総合農用地開発事業及び阿武隈山系総合開発計画により基盤整備を行い、主産地づくりの方向に沿った集団化を進めるとともに、大型機械による経営の合理化と土地の高度利用を図り、農業振興地域整備計画に基づき、用途区分の適正な土地利用を進める。

(ウ) 集落地域

道路網等の整備により、既存集落を核とした町並みの形成を図りながら、生活環境の整備に努め、住宅団地の造成を進めるとともに、地域開発を行う。

存集落を核とした町並みの形成を図りながら、生活環境の整備に努め、住宅団地の造成を進めるとともに、地域開発を行う。

(エ) 工業地域

工業地は一〇ヘクタールの工業導入地区につとめ集約を図り、既存企業の育成と労働力を直視しながら、企業の訪致を行い、環境保全に努めながら、工業地としての利用を図る。

(オ) 森林地域

開発可能な農用地以外の山林及び原野を除き、森林地帯として、自然保護に立脚した土地利用を図る。

二、水利利用計画

計画の内容と施策

(ア) 農業用水

国営母畑地区総合農用地開発事業の推進によって、用水の確保を図る。本事業地区以外については、老朽溜地、用水施設の整備により、水源の確保を図るとともに、用水路等の整備を行い、水の効率的利用を図る。

(イ) 生活用水

人口の増加、生活様式の変化により、増大する生活用水の需要を満たすため、広域簡易水道の充実を図るとともに現在区域外になっている地区への簡易水道の普及を推進する。

(ウ) 工業用水

工場の誘致、進出によ

て、工業用水の増大が予想されるので、水利権の確保と水資源の有効な利用に努める。

三、交通、通信の整備

計画の内容と施策

一、道路

本村の道路網を構成する道路のうち、基礎集落及び一次、二次生活圏を結ぶ基幹道路、国、県道路との関連、更に公共施設等の配置を考慮のうえ、重点的に整備を図る。

(ア) 基幹道路は、一級、二級村道、及びこれに相当する道路を規格、構造など、道路構造令によって整備する。

(イ) 基幹道路以外の道路については基幹道路に連絡する道路を優先的に整備する。規格、構造は道路構造令に準ずる。

(ウ) 小規模部落を結ぶ道路については、それぞれの生活圏の実情に即した、効果的利用を考慮のうえ整備する。

(エ) 国営母畑地区総合農用地開発事業により整備される道路網の、早期完備の促進を図る。

二、鉄道

(ア) 駅利用者の駐車場と、駅前広場の整備を検討する。

(イ) 鉄道利用についての広報活動を進める。

三、バス交通

住民に密着したバス運行を

住民に密着したバス運行を

図るため、関係機関との連絡調整を進め、交通網の整備を図る。

四、通信

(ア) 電話の普及は、文化のバロメーターともいわれ、生活必需品の一つであり、その普及、加入の推進を図る。

(イ) 普通加入区域の拡大を関係機関へ要望する。

(ウ) 有線放送電話の利用については、本来の目的である放送、広報活動等活用の定着を図り、その運営についても指導を行う。

(エ) 集合郵便受箱でなく、各戸配達を実現するよう関係機関へ要望する。

五、交通安全対策

(ア) 交通安全教育講師を育成し、安全教育の徹底を図る。

(イ) 道路整備と合せて、安全対策と適切な規制を図る。

(ウ) 交通安全施設、歩道防護柵等の設置により、歩車道の分離を図り歩行者の安全を確保する。

(エ) 交通係を新たに設置し、交通安全対策をはじめ、事故相談及び被害者の救済を図る。

(オ) 交通安全協会、交通安全母の会等との連絡を密にし、その育成指導を図る。

四、防災

計画の内容と施策

一、消防

(ア) 消防活動の機動力を発揮するため、年次計画により積載車の導入を図る。

(イ) 消防力を充分發揮できるように、水利の便をよくするため、防火貯水そのものの整備を図る。

(ウ) 消防団員の待遇改善を図る。

(エ) 人命尊重の精神を基本とした消防体制を促進しつつ、村民の防災意識の高揚を図る。

(オ) 須賀川地方広域消防組合須賀川消防署との連絡を密にし、防火体制の万全を図るとともに、出張所の設置を推進する。

(カ) 予消防の徹底を図るため、婦人消防隊の育成に努める。

(キ) 消防施設の整備を図るため、村単工事の補加率の引上げについて検討する。

二、河川、砂防、急傾斜

(ア) 各河川の改修工事の促進を図り、災害を未然に防止する。

(イ) 砂防指定河川の落差工、及び流路工の施行を促進し、洪水時における土砂の流出による被害を防止する。

(ウ) 急傾斜地の危険箇所調査、巡視を行い、不慮の災害を防止する。

(イ) 砂防落差と流路工の整備促進。

(次号に続く)



区長会の会長 などさまる

昭和五十二年年度の区長、副区長さんについては四月号でお知らせ致しましたが、さる四月十二日の初区長会で役員がとぎのとおりきまりました。

会長に川辺区長、須藤久雄さん、副会長に、北須釜区長、石井梅吉さん、なお、区長会より選出される公民館運営審議会委員に小高区長の白沢敏さんが選ばれました。



村づくりに役立つ 『簡易保険』の 還元融資

川辺小学校建設事業に

4,890万円



わたし達が加入している、郵便局の「簡易保険」は万一の場合は保険金として支払れますが、その他、積立金は地方に還元し、地域住民の福祉増進をはかるため、公共施設の建設、環境整備など、「明るく住みよい村づくり」に大きな役割りを果たして居ります、特に村の重点的な事業を施行するには、多額の資金を必要とします、このため、村ではこれら事業を進めるため、郵便局の「簡易保険」の積立金から起債として融資をうけて居ります。

これらの融資は、みなさんより加入いただいております、郵政省の簡易生命保険積立金、及び、国民年金、厚生年金積立金を国が正しく管理するため、法律により、地方公共団体等が実施する事業に融資するもので、この制度をよく認識され、加入に御協力をお願いいたします。

